

みんなで

しょう

しやぎやくたい

障がい者虐待を

ふせ

防ぎましょう



障がい者も健全者も共に生きる社会のために。

障がいのある方を
さまざまな虐待から
守りましょう

平成24年10月1日から、「障害者虐待防止法」が施行されました。

この法律では、障がい者に対する虐待の禁止や防止、早期発見、通報義務などをうたっています。

障がい者への虐待はどこでも起こる可能性があります。

虐待を受けている障がい者を発見した方は、市町村担当窓口や市町村障がい者虐待防止センターに相談しましょう。

通報者などの情報は守られますし、不利益な取扱いも法律で禁止されていますので、迷わずに通報・相談してください。

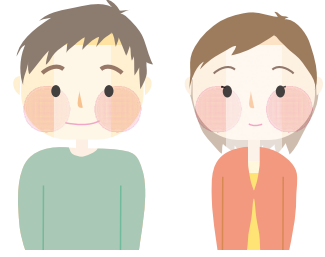


ふくおかけん
福岡県



障害者虐待防止法とはどんな法律なの？

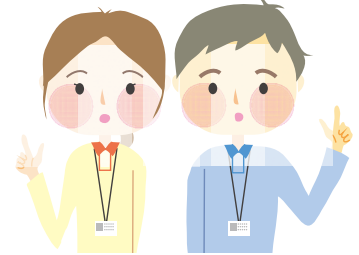
障害者虐待防止法とは正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。この法律は、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、養護者による虐待の防止を図るための支援などを定めたものです。



障がい者とは？

障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々をいいます。

※障害者虐待防止法でいう障がい者には障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含まれます。



虐待の種類は？



養護者による障がい者虐待

障がい者の身の回りのお世話や金銭などの管理をしている家族や親族又は同居する人などによる虐待のことです。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスなどの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による障がい者虐待

障がい者を雇用している事業主などによる虐待のことです。



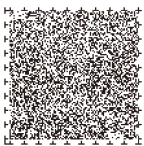
虐待を判断する
場合のポイント

これって虐待ですか？

POINT 1

障がい者本人が何をされているのか分からない場合があります。

障がいの種類などにより、障がい者本人が虐待されていることを認識できない場合があります。また長い間虐待を受けると、障がい者本人があきらめてしまっていることもあります。障がい者本人の「自覚」は問わずに判断することが大切です。



POINT 2

しつけや指導といって、虐待をしている場合もあります。

「自分を傷つけてしまう」や「他人を傷つけてしまう」など、しつけ、指導を理由に虐待が行われている場合があります。虐待をしている側の「自覚」は問わず、しっかりと見極めましょう。

POINT 3

養護者と障がい者本人で虐待へのとらえ方が違う場合があります。

施設で虐待が発生しても、養護者などは「面倒をみていただいているので仕方がない」などと思い、施設側に言えない場合があります。あくまでも障がい者本人を第一に考えて、虐待について判断しましょう。

障がい者虐待の例は？

障がい者虐待とは暴力だけが虐待のイメージがありますが「障害者虐待防止法」では以下の5種類になります。

1 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加える、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

例えば

- 殴る、蹴る、つねる。
- 食べられないものを無理やり口に入れる。
- 部屋に閉じ込める。
- イスやベッドにしぼりつける。



サイン

- アザや傷が体にみられる
- こわがったり、おびえたりしている
- 人に相談するのをためらう

2 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者にわいせつな行為をさせること。

例えば

- 性交をする、性的行為を強要する。
- 性器への接触、裸にする。
- わいせつな映像を見せる。



サイン

- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 性器を自分でよくいじるようになる

3 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例えば

- 怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる。
- 差別的に扱う。
- 話しかけられても意図的に無視する。



サイン

- 自傷行為や攻撃的な態度がみられる
- パニック症状を起こす
- 接食障害（過食、拒食）がみられる
- 無力感、なげやりな様子になる

4 放棄・放置

障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。

例えば

- 入浴させなかったり、衣服を取り替えない。
- ゴミを放置したままにしている。
- 食事を与えない。
- 必要な福祉サービスを受けさせない。



サイン

- 身体から異臭がする、髪や爪が汚れている
- 部屋が汚れている
- 極端に空腹を訴える
- 養護者が病院へ連れて行かない

5 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分すること、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること（障がい者の親族による行為が含まれる）。

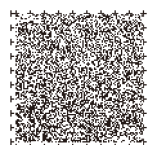
例えば

- 障がい者本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する。
- 日常生活に必要な金銭を障がい者本人に渡さない。
- 決められた賃金を支払わない。



サイン

- 収入があるのに身なりが貧しく、お金を使っている様子がない
- 障がい者本人以外が年金や賃金などを管理している。



養護者や家族の方々も休息が必要です

障がい者虐待は、障がいに関する理解不足、介護疲れ、障がい者と養護者との人間関係の強弱など、さまざまな要因が絡み合って起こります。障がい者の介護をする場合は、養護者だけではなく家族全員が協力して行い、地域のさまざまなサービスも積極的に利用しましょう。

また、心身ともに疲れ切っている養護者には、息抜きや趣味の時間を持ち、リフレッシュすることが必要です。もし困ったことがあれば、抱え込まずに担当窓口にご相談して、アドバイスなどを受けましょう。地域の方々も養護者が孤立しないよう見守りましょう。

毎日の介護が大変で…

短期入所や通所サービスなどを利用してみましょう。

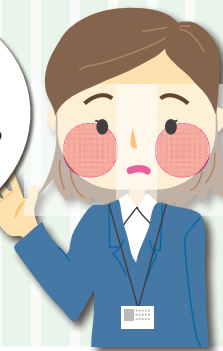
介護のストレスや悩みが…

家族会に参加したり、カウンセリングなどを利用してみましょう。

私（養護者）にも障がいがあります…

養護者や家族の方々にも障がいがあり、障がい者に支援が行き届いていない場合は、専門的な機関に支援してもらいましょう。

疲れたり、困ったりしていませんか？



障がい者虐待防止センター

各市町村担当窓口・各市町村障がい者虐待防止センターでは次のような業務を行っています。

- ▶ 通報や届出の受付
- ▶ 障がい者や養護者に対する相談、指導、助言

お問い合わせ・相談

福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

直通電話番号：092-643-3312

FAX 番号：092-643-3304

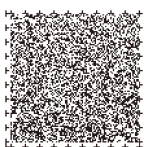
（受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで）

携帯電話番号：080-8574-7234

（受付時間：平日午後5時15分から午後9時まで）

メールアドレス（携帯）：fukuokap-nogyakutai@docomo.ne.jp

※平日午後9時以降及び休日は、留守番電話（上記携帯番号）及び電子メール（上記アドレス）により対応



※このリーフレットの内容は主に厚生労働省資料「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」をもとに作成しています。